

愛媛県高等学校文化連盟規約

第1章 総則

- (名称)
- 第1条 本連盟は、愛媛県高等学校文化連盟（以下「連盟」という。）と称する。
- (事務局)
- 第2条 連盟は、事務局を会長の指定する学校に置く。
- (目的)
- 第3条 連盟は、愛媛県内の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部（以下「高等学校等」という。）における文化活動の健全な育成発展と芸術発展の振興を図ることを目的とする。
- (事業)
- 第4条 連盟は、前条の目的を達成するため、次の掲げる事業を行う。
- (1) 愛媛県高等学校総合文化祭等芸術文化集会の開催
 - (2) 全国高等学校総合文化祭等への参加
 - (3) 芸術文化活動に関する研修会、講習会及び競技会等の開催
 - (4) 高等学校の文化活動に関する調査研究
 - (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事業
- (組織)
- 第5条 連盟は、愛媛県内の高等学校等の生徒及び教職員をもって組織する。
- 第6条 連盟に、部門別の専門部を置く。専門部について必要な事項は、別に定める。

第2章 役員

- (役員)
- 第7条 連盟に次の役員を置く。
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 評議員 各加盟校校長
 - (4) 理事 若干名
- 2 監事 2名
- 3 顧問 若干名
- (役員を選出)
- 第8条 役員を選出は次のとおりとする。
- (1) 会長及び副会長は、評議員会の互選により選出する。
 - (2) 評議員は、加盟校高等学校等の校長を充てる。
 - (3) 理事は、評議員会代表、専門部代表及び会長が委嘱したものを充てる。
 - (4) 監事は、評議員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
 - (5) 顧問は、評議員会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 2 役員の実任は妨げない。
- (役員職務)
- 第9条 役員職務は次のとおりとする。
- (1) 会長は、連盟を代表し、会務を総括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - (3) 評議員は、評議員会に出席し、連盟の事業について審議する。
 - (4) 理事は、連盟の業務を執行する。
 - (5) 監事は、会計を監査する。
 - (6) 顧問は、会長の諮問に応ずる。
- (役員任期)
- 第10条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 役員に欠員が生じたときは、必要により補充する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

第3章 会 議

(会 議)

第11条 連盟に次の会議を置き、会長が必要に応じて、これを招集する。

(1) 評議員会

(2) 理事会

2 会議の議長は、会長がこれにあたる。

3 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。

(評議員会)

第12条 評議員会は、次の事項を審議し決定する。

(1) 会則の制定及び改廃

(2) 予算及び決算

(3) 専門部の設置及び廃止

(4) その他重要事項

(理事会)

第13条 理事会は、次の事項を審議し決定する。

(1) 評議員から委任された事項

(2) 会務の運営、執行に関する事項

(3) その他重要事項

第4章 会 計

(経 費)

第14条 連盟の経費は、会費、補助金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(予算、決算)

第15条 連盟の収支予算は、評議員会の議決により定め、収支決算は、会計年度終了後、次の評議員会で承認を得なければならない。

(会計年度)

第16条 連盟の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 事務局

(事務局)

第17条 事務局は、連盟の事務を処理する。

第18条 事務局には、事務局長と庶務会計係を置く。

第19条 事務局長と庶務会計係は、評議員会の同意を得て、会長が委嘱する。

第6章 雑 則

第20条 この規約は、評議員会の議決によらなければ変更することができない。

第21条 連盟の規約の施行について必要な事項は、評議員会の決議を経て別に定める。

附 則

1 この規約は、昭和62年4月22日から施行する。

附 則

1 平成14年4月19日一部改正施行する。(第3条、第4条、第5条、第8条、第19条)

附 則

1 平成19年4月19日一部改正施行する。(第3条)